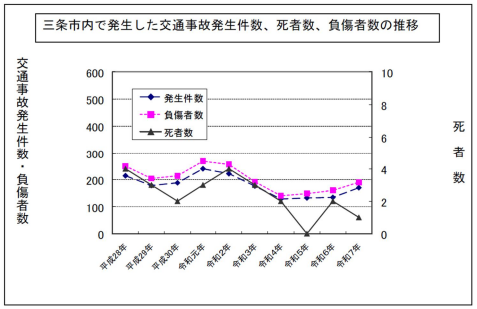
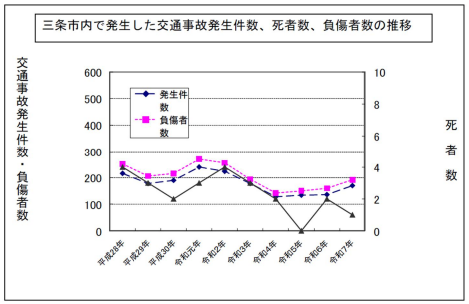
令和８年度　第一回三条市交通安全対策会議（書面協議）議題　意見等及び回答

番号	意見等	事務局回答	新	旧
1	○　P.25 の「４　道路使用・占有の適正化」について、文末に P.16 の歩行者の部分にも記載がある旨を注記しているが、P.18 の自転車の部分にも記載があるので併記した方がよいのではないでしょうか。	○　記載漏れのため、御提案のとおり、併記します。 　併せて、P.18 の自転車の部分に、P.16 の歩行者の部分にも同様の記載がある旨を注記します。	(1)　道路使用、占用の適正化の推進 　道路構造を保全し、安全な道路交通が確保されるよう、適正な道路占用の許可や、許可条件の履行、占用物件等の維持管理を適正に行うための指導を行います。(P.16　Ⅰ重点施策　第２章２－(1)、P.18　Ⅰ重点施策　第３章２－(1)) (2)　不法占用物件の排除 　道路交通に支障を与える不法占用物件については、市街地を重点にその実態把握に努めるとともに、道路管理者と警察が連携を図りながら、その排除等を行います。特に、歩道上における不法占用物件については、歩行者の通行の支障となり危険であるため、指導等による排除を行います。さらに、道路上から不法占用	(1)　道路使用、占用の適正化の推進 　道路構造を保全し、安全な道路交通が確保されるよう、適正な道路占用の許可や、許可条件の履行、占用物件等の維持管理を適正に行うための指導を行います。(P.16　Ⅰ重点施策　第２章２－(1)) (2)　不法占用物件の排除 　道路交通に支障を与える不法占用物件については、市街地を重点にその実態把握に努めるとともに、道路管理者と警察が連携を図りながら、その排除等を行います。特に、歩道上における不法占用物件については、歩行者の通行の支障となり危険であるため、指導等による排除を行います。さらに、道路上から不法占用

			物件を一掃するため、沿道住民を始め、道路利用者に対し、不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行い、道路の愛護思想の普及を図ります。（P.16　Ⅰ重点施策　第２章２－(2)、P.18　Ⅰ重点施策　第３章２－(2)） (1)　道路占用の適正化 道路構造を保全し、安全な道路交通が確保されるよう、適正な道路占用の許可や、許可条件の履行、占用物件等の維持管理を適正に行うための指導を行います。(P.16　Ⅰ重点施策　第２章２－(1)) (2)　不法占用物件の排除等 道路交通に支障を与える不法占用物件については、市街地を重点にその実態把握に努めるとともに、道路管理者と警察が連携を図りながら、その排除等を行います。さらに、道路上から不法占用物件を一掃するため、沿道住民を始め	物件を一掃するため、沿道住民を始め、道路利用者に対し、不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行い、道路の愛護思想の普及を図ります。（P.16　Ⅰ重点施策　第２章２－(2)） (1)　道路占用の適正化 道路構造を保全し、安全な道路交通が確保されるよう、適正な道路占用の許可や、許可条件の履行、占用物件等の維持管理を適正に行うための指導を行います。 (2)　不法占用物件の排除等 道路交通に支障を与える不法占用物件については、市街地を重点にその実態把握に努めるとともに、道路管理者と警察が連携を図りながら、その排除等を行います。さらに、道路上から不法占用物件を一掃するため、沿道住民を始め

			道路利用者に対し、不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行い、道路の愛護思想の普及を図ります。(P.16 Ⅰ重点施策　第２章２－(2))	道路利用者に対し、不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行い、道路の愛護思想の普及を図ります。
	○　P.13の「２（１）」で「ビッグデータ」とありますが、国の交通安全基本計画P.30に準拠して「ＥＴＣ２．０等のビッグデータの活用・分析ツールの活用による」と修正してはどうでしょうか。	○　御提案の表記の方が適当なため、一部御提案に変更をくわえ修正します。	(1)　事故危険箇所における事故抑止対策の実施 死傷事故が多発している交差点・単路や、ＥＴＣ２．０等のビッグデータの活用・分析ツールの活用等による潜在的な事故危険区間について、道路管理者及び公安委員会が連携して、集中的な事故防止対策を実施します。	(1)　事故危険箇所における事故抑止対策の実施 死傷事故が多発している交差点・単路や、ビッグデータの活用等による潜在的な事故危険区間について、道路管理者及び公安委員会が連携して、集中的な事故防止対策を実施します。
２	○　P.34「２　プレホスピタルケアの充実」の６行目「構築」を「充実」に改める。	○　御提案のとおり、修正します。	**２　プレホスピタルケアの充実** プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、救急救命士の養成を図るとともに、救急救命士再教育を計画的に行い適正な医療の質の確保に努めます。 また、救急搬送や病院前救護活動における課題等について、	**２　プレホスピタルケアの充実** プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、救急救命士の養成を図るとともに、救急救命士再教育を計画的に行い適正な医療の質の確保に努めます。 また、救急搬送や病院前救護活動における課題等について、

			二次医療機関に関わっている関係者で情報共有を図り、県央地域のメディカルコントロール体制の充実に努めます。	二次医療機関に関わっている関係者で情報共有を図り、県央地域のメディカルコントロール体制の構築に努めます。
3	○　P. 3「三条市内で発生した交通事故発生件数、死者数、負傷者数の推移」の棒グラムにある黒線の凡例が抜けていますので、追加お願いします。	○　一部凡例の表記がなかったため、御提案のとおり、追加します。		
	○　P. 16「（１）歩行空間のバリアフリー化の推進」の３行目にある「幼稚園」及びP. 20「（１）交通安全教育を通じた着用意識の啓発」の５行目にある「幼稚園」という表記が適切か否か確認していただきたい。	○　市内において、施設名称に「幼稚園」を含む施設はあるが、当該施設の区分は、「認定こども園」であり、誤解を招く不適切な表記であるため、修正します。	(1)　歩行空間のバリアフリー化の推進 だれもが安全で快適な移動ができるように、バリアフリー化された歩道の整備、信号灯器のＬＥＤ化、音響式信号機の設置や道路標識の高輝度化などの交通安全施設等の整備を推進します。特に、小学校や保育所等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩行空間の整備を積極的に推進します。	(1)　歩行空間のバリアフリー化の推進 だれもが安全で快適な移動ができるように、バリアフリー化された歩道の整備、信号灯器のＬＥＤ化、音響式信号機の設置や道路標識の高輝度化などの交通安全施設等の整備を推進します。特に、小学校や幼稚園等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩行空間の整備を積極的に推進します。

			(1)　交通安全教育を通じた着用意識の啓発 　各種研修会等において各世代に対し、自動車の特性に関する理解を深めさせるとともに、自動車乗車中に交通事故が発生した場合のシートベルト及びチャイルドシートによる被害軽減効果を理解させ、正しい着用を行うよう意識啓発を図ります。 　また、幼児や児童生徒の自動車同乗中における負傷を防ぐため、保育所・保育園、小学校、中学校、高等学校等において、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用と有効性について指導を行います。	(1)　交通安全教育を通じた着用意識の啓発 　各種研修会等において各世代に対し、自動車の特性に関する理解を深めさせるとともに、自動車乗車中に交通事故が発生した場合のシートベルト及びチャイルドシートによる被害軽減効果を理解させ、正しい着用を行うよう意識啓発を図ります。 　また、幼児や児童生徒の自動車同乗中における負傷を防ぐため、幼稚園、保育所・保育園、小学校、中学校、高等学校において、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用と有効性について指導を行います。
	○　P.18「（２）生活道路における安全確保」の４行目にある文末が「～取り組む。」となっているが、他の文章の文末	○　御提案のとおり、修正します。	(2)　生活道路における安全確保 　地域における道路交通状況等を踏まえ、生活道路を対象として、自動車の速度抑制を図るための道路環境	(2)　生活道路における安全確保 　地域における道路交通状況等を踏まえ、生活道路を対象として、自動車の速度抑制を図るための道路環境

	と合わせて、「～取り組みます。」としてはいかがでしょうか。		の整備を進めるとともに、可搬式速度自動取締装置を運用する等適切な交通取締りの実施、安全な走行方法の普及に取り組みます。さらに、自動車と歩行者の交通事故を抑制するため、令和８年９月から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることに関する広報啓発等を実施し、制度の円滑な施行を図ります。	の整備を進めるとともに、可搬式速度自動取締装置を運用する等適切な交通取締りの実施、安全な走行方法の普及に取り組む。さらに、自動車と歩行者の交通事故を抑制するため、令和８年９月から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることに関する広報啓発等を実施し、制度の円滑な施行を図ります。